

10 就労について

(1) 雇用奨励金

市内に居住する障害のある方を雇用した事業主に奨励金を交付します。

対象者	奨励金の交付対象となる障害のある方（※1）を雇用した雇用保険適用事業所の事業主の方。
奨励金額	障害のある方1人につき月額2万円。
交付期間	障害のある方を新たに雇い入れた日または中途障害者（※2）が職場復帰をした日から36か月以内。
申請時期	障害のある方を新たに雇い入れた日から6か月経過後（他の助成金等受給期間を除く）の翌月に申請してください。（6か月ごとの申請になります。）
提出書類	①奨励金交付申請書 ②対象となる障害のある方の雇用保険被保険者資格取得届の写し ③対象となる障害のある方の賃金台帳の写し ④他の助成金等の受給資格決定通知書の写し （受給している場合）

●問合せ先●
市地域振興課
☎227-6160

- ※1 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害のある方
※2 雇用された後に障害者となった方

(2) 職場実習

対象：身体・知的・精神・発達障害・難病

障害のある方の雇用に当たり、事業主が職場適応や、身体能力等について不安を抱きがちであることから、実際の職場で職場に必要な短期間の実習を行い、職場能力等について事業主の理解を深めることにより、これら障害のある方の就職促進を図ります。

◇実習期間 1か月以内

◇支給される手当等

事業主	委託費	月額	18,333円
実習生	実習手当	日額	4,630円
			（雇用保険を受給されている方は支給されません）
	通所手当	日額	500円以内
			（公共交通機関を利用し、通所距離が2km以上の 場合に限ります。）

●問合せ先●
ハローワーク白山
☎290-5343

(3) 心身障害者就業資金

対象：身体・知的

公共職業安定所の紹介により、常用労働者として就職した身体に障害のある方（1級～4級）及び知的障害のある方が就業資金を借り入れできます。

貸与の対象外	学校卒業後6か月経過しない者
貸与額	5万円以内（ただし1年以上勤務すれば返還免除）

●問合せ先●
ハローワーク白山
☎290-5343